

特定粉じん排出等作業実施届出書の受理件数(北海道受理分)

・吹付けアスベスト等が使用されている建築物・工作物を解体、改造、補修する作業を実施する場合、大気汚染防止法に基づいて、事前に都道府県・政令市等に実施届出書を提出しなければなりません。

(単位：件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
空知	24	26	18	23	29
石狩	19	29	14	14	19
後志	2	10	2	3	8
胆振	59	48	40	92	91
日高	5	0	3	5	2
渡島	6	5	9	8	7
檜山	0	0	2	0	2
上川	7	7	7	7	7
留萌	1	2	0	2	1
宗谷	3	3	4	2	4
オホーツク	16	8	7	9	19
十勝	25	13	20	17	13
釧路	12	16	10	28	30
根室	2	2	2	1	6
合計	181	169	138	211	238